

民医連厚生事業協

共済だより

2026年
4月
第216号

発行所●全日本民医連厚生事業協同組合

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター6F
TEL03-5842-5650 FAX03-5842-5652

共済だより応募フォーム
[https://min-jigyo.aik-yuinowa.net/
kyosai-form/](https://min-jigyo.aik-yuinowa.net/kyosai-form/)



ホームページ:<https://min-jigyo.or.jp>
バックナンバーの記事(一部のみ)はこちらから



いわさきちひろ「猫とランドセルをしょった子ども」(1969年) (14ページに作品のコメントと美術館のご案内をしています)

主な記事

- 新入職員のみなさん ようこそ民医連へ
- 2025年度スポーツ・文化企画 クイズ企画 結果報告
- 沖縄に連帯して 瀬長 和男(沖縄)
- いま、なぜ憲法改悪なのか パートⅡ⁽¹⁴⁶⁾ 若手弁護士の会
- 縮図からみる世界⁽⁹⁵⁾ 宥和政策の限界 フィンランドの核兵器持ち込み容認 斎藤 貴男
- 新連載 健康でいきいきと働きつづけられる職場づくりを 第一話
- 新シリーズ 古墳 日本で一番美しい古墳 兵庫・五色塚古墳

1. 今こそ「政治をウォッチする」とき!

自民党自ら「まさかこれほど勝つとは思わなかった」と言わしめるほど圧勝した衆議院総選挙を経て、高市内閣は早くも国会での議論を極端に軽視して来年度予算の成立を狙っています。批判や疑問を真摯に受け止めて議論を尽くして一人でも多くの人が納得いく落とし所を探るのが民主主義の本質ですが、故安倍晋三氏と同様に、民主主義へ「敵意」を感じるほど誠実な議論から逃げるのが高市首相の政治スタイルです。国民の声を国会に反映させるためにも、「憲法で権力をしぼる」仕組みを正常にまわすためにも、普段から私たち市民が政治をしっかり見守り、おかしいなと思ったことはしっかり言葉(形)にして発信することが必須です。「ちょっとこの法案おかしくない?」という疑問や、「この発言はひどいな」という怒りは、発信しなければ「誰も怒っていないし疑問にも思わない」ことになってしまいます。メディアへの投書や報道番組へのリクエスト、SNSでの発信など、一人ひとりが「自分なりにできること」を見つけて努力を重ねれば、大きな世論に育ちます(これぞ憲法12条「不断の努力」!)。

2. 憲法改正への執念

今こそ政治監視が大事だ、というのは、

シリーズ

いま、なぜ憲法改悪なのか パートII

146 高市内閣が突き進む先には、やっぱり憲法9条改正



「明日の自由を守る若手弁護士の会」共同代表 黒澤いつき
公式ブログ <https://www.asuno-jiyuu.com/>



民主主義を軽視した政治が加速しかねないことに加えて、いよいよ与党が「悲願」である憲法改正を足早に進めようとしているからです。

選挙期間中、高市首相は自民党を憲法に明記する憲法改正について、「彼らの誇りを守り、しっかり実力組織として位置づけるためにも当たり前の憲法改正もやらせてほしい」と演説し、施政方針演説でも「国会における発議が早期に実現されることを期待する」と述べ、強い意欲を示しています。

また昨年自民党と日本維新の会が連立を組む際に交わした「連立合意書」には、憲法9条改正と(憲法への)緊急事態条項の創設が明記されています(連立合意書の全文は文末のQRコードからアクセスしてお読み頂けます)。ここにある「憲法9条改正」が、自衛隊を明記するという案のことなのか、それ以上の案(例えば日本維新の会が提言している、憲法9条2項の削除)なのか、両方なのかは不明ですが、どの案が出てきても不思議ではありません。

3. 「自衛隊の明記」は不要で危険

先に紹介した高市首相の選挙演説は、まるで憲法に自衛隊が明記されていないせいで、自衛隊員の名誉が失墜している現実があるかのようです。国民の命や生活を守るために日々奮闘している人は自

衛隊員だけではありませんし、その方々の名誉が守られるかどうかは憲法に明記されているかどうかにかかっているわけでもありません。「名誉を守るための改憲」など論理的におかしく、無意味です。

自衛隊を憲法に明記する程度の改憲なら特に問題ないのでは、と思うかもしれませんが。しかし自衛隊はもはや専守防衛の組織ではなく、安保法制(2015年)により米軍の軍事行動に参加する事実上の戦力になってしまいました。その自衛隊を憲法に書き込むと、戦力を保持しないと宣言する憲法9条2項と真つ向から矛盾してしまいますね。法律の世界には「もともとある法文と矛盾することが書き込まれた場合には古い方が死文化する(後法は前法を破る)」というルールがあります。つまり憲法9条2項は、死文化しかねないわけです。これはつまり「憲法9条2項削除」案と大差なく、日本国憲法の3大原則の1つ「平和主義」をなくす、という改憲に他なりません。

4. 「戦争しない国」

戦争が絶えない時代に突入しかかっている今こそ、「ぜったいに戦争しない国」というスタンスを守り抜くことがいかに重要か、一人でも多くの人と分かち合いたいところです。



縮図からみる世界【95】

齋藤 貴男



宥和政策の限界 フィンランドの核兵器持ち込み容認

北欧フィンランドが自国への核兵器の持ち込みを容認することになった。安全保障環境が根本的に悪化したとの認識から、これを禁じていた従来の方針を改める。ハッカネン国防相が3月5日の記者会見で明らかにした。

長く軍事的中立のスタンスを保っていた同国がNATO（北大西洋条約機構）に加盟したのは2023年4月。隣国ロシアのウクライナ侵攻を受けた対応だが、その後のわずか3年で、ここまで来てしまったとは――。

隔世の感がある。フィンランドと言えば戦後の冷戦期もそれ以降も、隣国ソビエト連邦あるいはロシアとの徹底した宥和政策で知られた。東欧諸国のような衛星国ではない。自由主義や議会制民主主義を維持しつつ、だ。

ソ連に決して強く出ない態度は、西側で揶揄の対象とされ、時に同様の動きを見せる国を蔑む意味で「フィンランド化（Finlandization）」なる表現が多用された。日本でも1983年に中曽根康弘首相（当時）が、「何もしないでいるとフィンランドのようにソ連のお情けを乞うような国になってしまう」と演説して、駐日大使館から注意喚起されたことがある。だが獐猛なクマにも擬せられる軍事大国と国

境を接して、現実にも幾度も侵略された歴史を持つフィンランドにとって、宥和は唯一の生き残り戦略だった。EU（欧州連合）への加盟を果たしたのは冷戦終結後の1995年。それでもロシアとの関係は良好であり続けていたのに。

今回のハッカネン発言だ。もはやプーチン大統領に宥和政策は通じないとの判断で、いわゆる「核抑止論」に基づいているようだが、「攻撃を受けたら核兵器で報復するぞ」という脅しをかけておくことで敵に攻撃を思いとどまらせる」という、軍拡論に付き物の論法が、いざ戦争の局面で、どこまで有効であり得るのか。

なぜなら報復以外で核が使われない保証など何もない。プーチンもだが、最近のトランプの言動を見れば、どのみち戦争とは狂気の世界でしかありはしないことはと自明なのだ。

日本でも今後、高市早苗政権によって核兵器保有への道筋が開かれていく可能性が、実はかなりあると見る。米国の意のままにのみ動くのが常の政府の下で、そもそも核抑止論など成立する余地があるとは考えにくい。何よりも、唯一の被爆国として核軍縮を訴えてきた日本の転向が、世界中に及ぼすであろう影響が恐ろしいのである。

齋藤 貴男（さいとう たかお）

1958年東京生まれ。早稲田大学商学部卒。英国パーミンガム大学大学院修了。主な著書に『驕る権力、煽るメディア』『決定版 消費税のカラクリ』『いちばんたいせつなもの』『マイナンバーが日本を壊す』『マスゴミって言うな！』『こんな部活あります 正射必中！弓道部』（2024.3）など。



春の光のなかで、ランドセルを背負った女の子と男の子が向かいあっています。大きな期待と喜びにとともに不安もいっぱい抱えているかもしれない、入学したばかりの子どもたちを見守る、ちひろのあたたかなまなざしが感じられます。

●ちひろ美術館・東京では、「ちひろ いつもとなりにー子どもと動物ー」展を5月10日まで開催中です。
同時開催：生誕120年『てぶくろ』の画家ラチョフと民話絵本の世界

●安曇野ちひろ美術館では、「ちひろ 心のふるさと 信州」展を6月7日まで開催中です。
同時開催：96才、画家。ユゼフ・ヴィルコン。ーポーランドの巨匠ー



〈イベントのお知らせ〉

松本猛による講演会 ラチョフと絵本『てぶくろ』の魅力

日時：4月11日(土) 14:00~15:30

会場：ちひろ美術館・東京

参加費：1000円(入館料別)・オンライン700円

定員：会場40名・オンライン100名

申し込み：要事前予約(公式サイト/Peatix/TELにて)

詳細は、公式HPをご覧ください。

ちひろ美術館・東京 TEL.03-3995-0612

安曇野ちひろ美術館 TEL.0261-62-0772

開館情報はホームページをご確認ください。

<https://chihiro.jp/>

